

平成29年度
青森県特別職報酬等審議会

第2回審議会
＜改定案＞

考慮事項の状況及び改定方針案

<知事の給料等の改定のこれまでの考え方>

① 知事の給料

前回改定までは、民間・公務とも給与水準が上昇傾向にある時代で、それに対応して知事の給料についても上げる団体が多かったことから、考慮事項の中でも、一般職の給与の改定状況及び他団体（東北各県）の知事の給料との均衡を重視して改定しています。

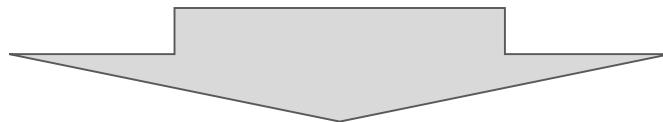
② 副知事の給料及び議員報酬

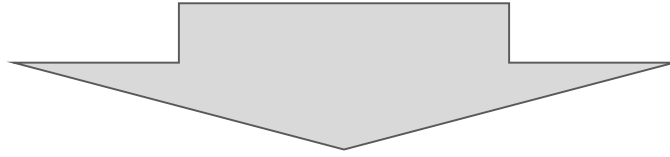
知事と同様の給与改定率により改定しています。

<考慮事項の状況>

知事の給料等の改定の際には、下記の諸事情などを総合的に考慮して改定を行うこととされています。

考慮事項	前回改定後から現在までの状況等
① 一般職の給与	給与水準は <u>低下</u> している（若年層除く） { H6→H29 初任給：+約8% 主幹級～部長級：△約3%～約9% }
② 他団体の知事等の給与	知事の給料：東北平均や人口・財政規模類似団体平均は、 <u>本県より低い</u> 副知事の給料： 議員報酬： } 東北平均や人口・財政規模類似団体平均は、 <u>本県より高い</u>
③ 国の特別職の給与	給与水準は <u>低下</u> している { H6→H29 内閣総理大臣の俸給月額等：△約2.5% 国会議員の歳費：△約1.7% }
④ 給与改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 知事の給料は、一般職の給与の改定状況及び東北各県との均衡を重視して改定してきた 副知事の給料及び議員報酬は、知事と同様の給与改定率で改定してきた





<改定方針案>

- ① 知事の給料については、考慮事項である一般職の給与、他団体（類似・近隣団体）の知事の給与、国の特別職の給与のいずれの水準も低下していることから、引下げる方向で検討する。
- ② 副知事の給料及び議員報酬については、考慮事項である一般職の給与及び国の特別職の給与の水準が低下していること、知事と同様の改定率で改定してきたという経緯があることから、引下げる方向で検討するが、他団体（類似・近隣団体）の給与水準が本県より高いという状況もあることから、据置きとすることも含めて検討する。

<知事の給料の具体的な改定額の考え方>

前回までは、一般職の給与の改定状況及び東北各県との均衡を重視して、具体的な改定額を検討してきた経緯があるが、

- ・一般職の給与については、前回改定からこれまでの間に大きな制度改正があり、具体的な改定額を算定するための給与改定率が算定できないこと
- ・給料はその職務と責任に対する給付であることから、職務・責任が同等の者との比較が適当であり、各都道府県の改定の考え方として、他団体（類似・近隣団体）の給与を重視する団体が多い状況にあること
- ・各都道府県の考え方として、国の特別職の給与を重視する団体が一定数あり、国の特別職の給与変動率は、同じ特別職である知事等の給与改定率の目安となると考えられること

から、今回は、他団体（類似・近隣団体）の給与の平均額、国の特別職の給与変動率により、具体的な改定額を検討することとする。

改定案（１）類似団体の平均額による改定額

- ① 知事の給料の引下げ後の額は、各都道府県の改定の考え方として、人口・財政規模類似団体の給与を重視する団体が多い状況にあることから、人口・財政規模類似団体の知事の給料の平均額を参考に決定する。
- ② 人口・財政規模類似団体との比較検討にあたり、長期間改定を行っていない団体は除くこととする。
- ③ 副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、次のいずれかとする。
 - (1) 引下げ（知事と同様の改定率）
 - (2) 据置き

<人口類似団体の状況>

団体名	適用 年月日	給料月額(円)		報酬月額(円)		
		知事	副知事	議長	副議長	議員
青森県	平成5.12.1	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
岩手県	28.4.1	1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
滋賀県	27.8.1	1,250,000	980,000	980,000	850,000	800,000
奈良県	23.12.1	1,214,000	947,000	965,000	843,000	778,000
山口県	20.4.1	1,290,000	1,020,000	980,000	880,000	840,000
愛媛県	8.4.1					
長崎県	18.8.1	1,260,000	990,000	990,000	880,000	800,000
沖縄県	25.4.1	1,230,000	970,000	980,000	840,000	750,000
類似団体平均		1,245,667 (△ 24,333)	976,167 (+ 6,167)	964,167 (+ 54,167)	848,833 (+ 38,833)	789,667 (+ 9,667)

<標準財政規模類似団体の状況>

団体名	適用 年月日	給料月額(円)		報酬月額(円)		
		知事	副知事	議長	副議長	議員
青森県	平成5.12.1	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
岩手県	28.4.1	1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
三重県	19.4.1	1,280,000	1,010,000	1,020,000	900,000	830,000
山口県	20.4.1	1,290,000	1,020,000	980,000	880,000	840,000
愛媛県	8.4.1					
長崎県	18.8.1	1,260,000	990,000	990,000	880,000	800,000
沖縄県	25.4.1	1,230,000	970,000	980,000	840,000	750,000
類似団体平均		1,258,000 (△ 12,000)	988,000 (+ 18,000)	972,000 (+ 62,000)	860,000 (+ 50,000)	798,000 (+ 18,000)

知事の給料の額は 10,000 ～ 30,000円 引下げ

副知事の給料及び議員報酬の額は
引下げ（知事と同様の改定率）

副知事の給料及び議員報酬の額は
据置き

改定案（１） 実際の改定額

	知事	副知事	議長	副議長	議員
改定前	1,270,000 【29位】	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

<改定額 1> 知事：10,000円引下げ → 副知事・議員：①知事の改定率により引下げ 又は ②据置き

知事		① $\Delta 0.79\%$	副知事	議長	副議長	議員
改定後	1,260,000 【29位】		→	960,000 【38位】 $\Delta 10,000$	900,000 【44位】 $\Delta 10,000$	800,000 【45位】 $\Delta 10,000$
差額	$\Delta 10,000$ ($\Delta 0.79\%$)	→	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

<改定額 2> 知事：20,000円引下げ → 副知事・議員：①知事の改定率により引下げ 又は ②据置き

知事		① $\Delta 1.57\%$	副知事	議長	副議長	議員
改定後	1,250,000 【31位】		→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	900,000 【44位】 $\Delta 10,000$	800,000 【45位】 $\Delta 10,000$
差額	$\Delta 20,000$ ($\Delta 1.57\%$)	→	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

<改定額 3> 知事：30,000円引下げ → 副知事・議員：①知事の改定率により引下げ 又は ②据置き

知事		① $\Delta 2.36\%$	副知事	議長	副議長	議員
改定後	1,240,000 【33位】		→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	890,000 【45位】 $\Delta 20,000$	790,000 【46位】 $\Delta 20,000$
差額	$\Delta 30,000$ ($\Delta 2.36\%$)	→	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

※ 【 】内はそれぞれの全国順位。

改定案（２）東北各県の平均額による改定額

- ① 知事の給料の引下げ後の額は、これまでの改定の経緯を踏まえ、東北各県の知事の給料の平均額を参考に決定する。
- ② 比較検討にあたり、長期間改定を行っていない団体は除くこととする。
- ③ 副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、次のいずれかとする。
 - (1) 引下げ（知事と同様の改定率）
 - (2) 据置き

<東北各県の状況>

団体名	適用年月日	給料月額(円)		報酬月額(円)		
		知事	副知事	議長	副議長	議員
青森県	平成5.12.1	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
岩手県	28.4.1	1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
宮城県	18.4.1	1,310,000	1,020,000	1,020,000	910,000	840,000
秋田県	18.7.1	1,210,000	930,000	910,000	810,000	780,000
山形県	18.4.1	1,212,000	933,000	867,000	774,000	746,000
福島県	7.10.1					
類似団体平均		1,240,500 (△ 29,500)	958,250 (△ 11,750)	921,750 (+ 11,750)	823,500 (+ 13,500)	784,000 (+ 4,000)

← 今年度改定予定

知事の給料の額は 20,000 ~ 30,000円 引下げ

副知事の給料及び議員報酬の額は
引下げ（知事と同様の改定率）

副知事の給料の額は引下げ（知事と同様の改定率）
議員報酬の額は据置き

改定案（２） 実際の改定額

	知事	副知事	議長	副議長	議員
改定前	1,270,000 【29位】	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

<改定額 1> 知事：20,000円引下げ → 副知事・議員：①知事の改定率により引下げ 又は ②据置き

知事		① $\Delta 1.57\%$	副知事	議長	副議長	議員
改定後	1,250,000 【31位】		→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	900,000 【44位】 $\Delta 10,000$	800,000 【45位】 $\Delta 10,000$
差額	$\Delta 20,000$ ($\Delta 1.57\%$)	→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

<改定額 2> 知事：30,000円引下げ → 副知事・議員：①知事の改定率により引下げ 又は ②据置き

知事		① $\Delta 2.36\%$	副知事	議長	副議長	議員
改定後	1,240,000 【33位】		→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	890,000 【45位】 $\Delta 20,000$	790,000 【46位】 $\Delta 20,000$
差額	$\Delta 30,000$ ($\Delta 2.36\%$)	→	950,000 【39位】 $\Delta 20,000$	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

※ 【 】内はそれぞれの全国順位。

改定案（3）国の特別職の変動率による改定額

- ① 知事の給料の引下げ後の額は、国の特別職の変動率により算定した額を参考に決定する。
- ② 副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、人口・財政規模類似団体の状況を考慮し、次のいずれかとする。
 - (1) 引下げ（知事と同様の改定率）
 - (2) 据置き

<主な国の特別職の俸給月額等の状況>

職名	給与額（俸給月額＋地域手当）		平成6年度からの変動率	平均変動率
	H6.4.1	H29.4.1		
内閣総理大臣	2,472,960	2,412,000	△ 2.47%	} △ 2.46%
国務大臣など	1,804,320	1,759,200	△ 2.50%	
内閣法制局長官など	1,728,160	1,687,200	△ 2.37%	
検査官など	1,475,040	1,438,800	△ 2.46%	
公正取引委員会委員など	1,444,800	1,410,000	△ 2.41%	
委員会の常勤委員など	1,274,560	1,242,000	△ 2.55%	

<人口類似団体の状況>

団体名	適用年月日	給料月額(円)		報酬月額(円)		
		知事	副知事	議長	副議長	議員
類似団体平均		1,245,667 (△ 24,333)	976,167 (+ 6,167)	964,167 (+ 54,167)	848,833 (+ 38,833)	789,667 (+ 9,667)

<標準財政規模類似団体の状況>

団体名	適用年月日	給料月額(円)		報酬月額(円)		
		知事	副知事	議長	副議長	議員
類似団体平均		1,258,000 (△ 12,000)	988,000 (+ 18,000)	972,000 (+ 62,000)	860,000 (+ 50,000)	798,000 (+ 18,000)

知事の給料の額は国の特別職の変動率により引下げ

副知事の給料及び議員報酬の額は引下げ（知事と同様の改定率）

副知事の給料及び議員報酬の額は据置き

改定案（3） 実際の改定額

	知事	副知事	議長	副議長	議員
改定前	1,270,000 【29位】	970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

<改定額> 知事：2.46%引下げ → 副知事・議員：①知事と同様に引下げ 又は ②据置き

知事		副知事 議長 副議長 議員			
改定後	1,240,000 【33位】	950,000 【39位】	890,000 【45位】	790,000 【46位】	760,000 【43位】
差額	△ 30,000 (△2.46%)	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000
		① △2.46%			
		② 据置き			
		970,000 【34位】	910,000 【39位】	810,000 【43位】	780,000 【28位】

※ 千円未満四捨五入

※ 【 】内はそれぞれの全国順位。

＜改定額(案) まとめ＞

(単位：円)

知 事	副知事	議長	副議長	議員	改定案(1) 類似団体 《資料4P》	改定案(2) 東北 《資料6P》	改定案(3) 国特別職 《資料8P》
1,260,000 【29位】 (△ 10,000)	960,000 【38位】 (△ 10,000)	900,000 【44位】 (△ 10,000)	800,000 【45位】 (△ 10,000)	770,000 【39位】 (△ 10,000)	改定額 1 ①		
	970,000 【34位】 (据置き)	910,000 【39位】 (据置き)	810,000 【43位】 (据置き)	780,000 【28位】 (据置き)	改定額 1 ②		
1,250,000 【31位】 (△ 20,000)	950,000 【39位】 (△ 20,000)	900,000 【44位】 (△ 10,000)	800,000 【45位】 (△ 10,000)	770,000 【39位】 (△ 10,000)	改定額 2 ①	改定額 1 ①	
	950,000 【39位】 (△ 20,000)	910,000 【39位】 (据置き)	810,000 【43位】 (据置き)	780,000 【28位】 (据置き)		改定額 1 ②	
	970,000 【34位】 (据置き)	910,000 【39位】 (据置き)	810,000 【43位】 (据置き)	780,000 【28位】 (据置き)	改定額 2 ②		
1,240,000 【33位】 (△ 30,000)	950,000 【39位】 (△ 20,000)	890,000 【45位】 (△ 20,000)	790,000 【46位】 (△ 20,000)	760,000 【43位】 (△ 20,000)	改定額 3 ①	改定額 2 ①	改定額 ①
	950,000 【39位】 (△ 20,000)	910,000 【39位】 (据置き)	810,000 【43位】 (据置き)	780,000 【28位】 (据置き)		改定額 2 ②	
	970,000 【34位】 (据置き)	910,000 【39位】 (据置き)	810,000 【43位】 (据置き)	780,000 【28位】 (据置き)	改定額 3 ②		改定額 ②

※ 【 】内はそれぞれの全国順位。